

NPO法人

「東三河後見センター」会報 第5号 08年4月30日発行

発行者：NPO法人東三河後見センター 電話（0533）80-2707

3月16日(日)シンポジウム「消費者被害と成年後見制度」開催

3月16日(日)午後、豊川市民プラザにおいて「消費者被害と成年後見制度」を開催、52人の参加者でした。シンポジスト消費生活アドバイザー三村裕子氏は具体的な消費者被害の実例と三村氏自身が親族の後見人をされた経験を語られ、当センターの顧問中村成人弁護士は様々な種類の消費者被害とその防止策・対応策をわかり易く整理し説明されました。

中村弁護士は最後に「だます人は悪いが、だまされる人も悪いとよく言われる。だます人は故意に人を陥れようと違法であることを承知で行う。だまされる方は無防備で注意が足りなかつたかも知れないが、だまされるとは知らずに、結果的にそうなってしまったもの。同じ「悪い」でもまったく違う。」

私たちはそのことをよく認識して、本当に「悪い」ことを憎まなければならぬ」と述べられ、参加者に強い感銘を与えました。

(報告：副代表理事 佐藤美子)



平成20年度 通常総会のご案内

日時：平成20年5月18日（日）午後1時30分～2時45分

場所：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室（1F）

尚、総会後、懇談会を予定いたしております。（2時45分～4時）

賛助会員の皆様、総会のオブザーバー参加・懇談会へのご参加をお待ちしております。

「権利擁護のセーフティネット」をめざして大きく前進した1年でした

.....平成19年度を振り返って.....

代表理事 長谷川卓也

私たちは市民団体「後見制度を考える会」として約1年半の活動の後、昨年2月にNPO法人として愛知県の認証を受け、昨年4月から豊川商工会議所3階に事務所を借り、本格的に仕事を開始しました。走り続けて、あっという間に1年間が過ぎたような気がします。

さて、この1年間、私たちは目指した目標に向って進んできたでしょうか。少し立ち止まって、1年間の活動を振り返り、到達点を確認しましょう。

私たちは東三河後見センターの設立趣旨を次のように表現しました。「地域・市民と共に考え協働して、高齢者・障害者がその人らしい生活ができるよう支援する『権利擁護のセーフティネット』をめざします。」さらに、事業内容について次のように方向づけました。

「この法人の主な活動は、成年後見制度を利用者・市民により身近なものにし、その利用を促進することです。専門職・関係機関・行政・市民等とのネットワークは当法人の最大の特色ですが、これをさらに幅広く密にすることで、利用者や関係者が一層信頼できる専門機関にします。」私たちはこの1年間、この設立趣旨の方向に前進できたか？これが振り返りのポイントです。**活動の柱である成年後見等の申立に関わる相談支援と後見人等の受任の活動**は右の表のとおりでした。申立は9月に始まり3月末までに合計10件をかぞえました。類型別では「補助」の割合が多いこと、障害の種類では知的障害が比較的多いのが目立ちます。表にはありませんが、10人のうち7人が在宅、2人がグループホーム、1人が施設入所で在宅が圧倒的に多いのが大きな特徴です。私たちの仕事は障害の種類にかかわらず比較的軽度の障害の方が在宅で安心して暮らせるようにするために成年後見制度を利用するお手伝いをすること多かった、といえます。

後見人等の受任は、11月から

始まり3月までで7件受任しました。7件のうち6件はNPO法人東三河後見センターを受任者とする法人後見で、1件だけ裁判所の指示で個人後見となりました。当初、法人として損害賠償保険に加入していなかったことから、法人後見が裁判所で忌避されたものですが、2月に保険加入してからは申立どおりに法人後見の審判がおりています。

市民活動委員会は毎月第3水曜日午後7時～9時、ウイズ豊川の会議室で定例開催していました。毎回10人前後の参加で、センターの活動状況の報告や事例検討などを行っていました。

申立にかかわる相談支援の概況(2007年4月～2008年3月)

月別、類型別申立件数(最初の申立は9月)

類型	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
後見	1			1			1	3
保佐							1	1
補助		1	1	1	1		2	6
合計	1	1	1	2	1	0	4	10

障害別内訳

高齢者認知症	知的障害	精神障害	合計
3	6	1	10

後見人等の受任概況(2007年4月～2008年3月)

*後見等開始審判の月で整理。(最初の受任は11月)

類型	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
後見			1			1	1	3
保佐								0
補助						4		4
合計	0	0	1	0	0	5	1	7

2月、会員の消費生活アドバイザー五十嵐さんを講師にした消費被害の学習会は25人を超える参加者で盛況でした。

当法人の会員の多くはさまざまな専門資格を持ち、成年後見制度に強い関心を持つ方たちです。会員同士の「相互啓発」分野の活動の可能性を示唆する定例会でした。

成年後見制度を広く普及するため平成19年度にシンポジウムを2回開催しました。

1回目は平成19年5月27日(日)、豊川市文化会館にて「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには—東濃、静岡県西部、西三河の事例から学ぶ—」を開催し、88名の参加。2回目は平成20年3月16日(日)、豊川市民プラザにて「消費者被害と成年後見制度」を開催し、52名の参加でした。

顧問の中村成人弁護士には2回とも、コーディネーター又はシンポジストの役割でシンポジウムのキーマンをつとめていただきました。いずれも参加者からは「わかりやすかった」と好評でした。

当法人へ持ち込まれた相談件数は、増加し続けています。来所又は訪問による相談は1年間で合計31件でした。介護保険のケアマネジャー、障害者自立支援法の相談支援員、豊川、蒲郡、新城各市の行政や社協職員からの相談が含まれ、特に今年に入ってからは行政機関がらみの相談が顕著で、3ヶ月間で4件もありました。相談は「困難事例」といわれるものが多いが、多くの場合、解決の糸口を見つけるのに当センターの知識と経験が役に立つことが実感できました。

以上のような活動とその到達点から、私たちは「権利擁護のセーフティネット」を目指して大きく前進したと高く評価して、次年度に臨みたいと思います。

会員の皆さん、関係諸機関の皆様、ご支援・ご協力ありがとうございました。

お知らせ

今後の市民活動委員会活動(上半期)は下記のように計画しております。

・・・・ふるってご参加を・・・・・

毎月第3水曜日 午後7時～ 於：ウイズ

- | | | | |
|-----|----------------|-------|-------|
| 5月 | 認知症高齢者について | ・・・・・ | 鋤柄、坂柳 |
| 6月 | 知的障害者の個別支援について | ・・・・ | 田中、佐藤 |
| 7月 | 精神障害について | ・・・・・ | 月花 |
| 8月 | 司法分野(債務整理など) | ・・・・・ | 舟越 |
| 9月 | 障害者の医療費負担について | ・・・・ | 豊田 |
| 10月 | 障がい者について | ・・・・・ | 豊田 |
- (講師については、変更等があります)

会員さん紹介

成年後見制度について思うこと・・・影山恒太

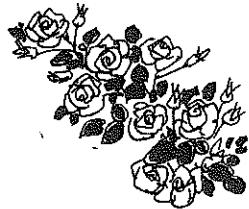
どんぐり工房施設長

中日新聞の本年3月4日～5日に連載で「成年後見制度が危ない」というタイトルで、現状と課題がコンパクトにまとめられている記事が目にとまりました。「2000年にスタートした成年後見制度。『自己決定尊重』と『ノーマライゼーション(誰もが等しく暮らす)』を理念に掲げるが、制度の盲点を利用した財産の詐取が起きている」とショッキングな前文で始まっています。

私は障がい児教育に携わり、定年退職後も障がい者通所施設で微力を注いでいますが、この制度には関心を持ち、当センター発足と同時に参加させていただきました。

ただ、法律は大の苦手で、敬遠してきたというのが実感です。新聞記事によりますと、「任意後見」契約の際同時に結ばれる包括的任意代理契約(財産管理委任契約)に悪意の付け込むすきがある、とのこと。法律には盲点があり、世間には悪人がいるのは世の常。財産を持つ社会的弱者は格好の標的になってしまっても不思議ではありません。だからこそ、一層慎重な体制づくりが望まれるところだと思います。

昨今、後見人需要は増え続け、「専門職や親族に次ぐ第三の後見人として市民後見は不可欠」とのこと。ならば、社協、家裁、地域包括支援センター、行政などの関係諸機関のバックアップと連携を望みたい。



「勉強会に参加して」・・・岩田たき子

岩田行政書士事務

以前よりいつかは世の中のお役に立てるような活動をしたいと思っていましたが、そのためには積極的な行動をすることもないままおりました。このたび、図らずも後見センターのお仲間に入れて頂き、やっと永年の思いの第一歩を踏み出した気がします。

勉強会に参加して驚いたのは、メンバーの若い方々がケアの必要な人達の生活がより良い方向に進むように本当に親身に考え、努力されていることです。私には新鮮な驚きで、今の若い者はとよく言われているけれどあれは間違いで、日本の未来は明るいよと友達に自慢したくらいです。

未亡人で一人暮らしの友人が、以前より後見制度に関心を持っており、市役所などで開催される説明会に出席したり参考になるものを探したりしていましたが満足のいく資料もなく、役所の人もよく解っていないと不満をもらしていました。

このように一般にも後見制度の必要性は浸透しつつありますが、私を含めまだ大多數は後見制度という言葉は聞いたことがあるという程度の認識で、その内容・利用方法までは理解されておりません。その様な中で、すべての人間が人間としてその人らしく一生涯暮らしていくための手助け・支援を目的とする成年後見制度の普及を目指す東三河後見センターは、素晴らしい団体です。私も諸先輩方のお力を借りながら研鑽を積み、後見センターの設立趣旨に添った活動が出来るようになりたいと念願しております。そして勉強会に参加される方がもっと増え、成年後見制度の普及・理解が進み、東三河後見センターがより身近な組織として認識され利用されるようになればと思っております。

NPO 法人東三河後見センター市民活動委員会からご案内

高齢者・障害者・権利擁護を学ぶ学習会

NPO 法人東三河後見センター市民活動委員会では、会員相互の啓発活動として毎月例会による学習会をおこなっています。それぞれの専門職や独自の経験などを会員が講師となって講義しさまざまな課題や問題を学ぶことで、後見制度を深く理解していくように企画しています。会員外の方も参加できますので、ぜひ参加いただき後見制度、地域の福祉について考えてみましょう。

場 所 : ウィズ豊川（豊川市社会福祉会館）
日 時 : 每月第3水曜日 午後7時から午後9時
参加費 : 会員無料 非会員500円
内 容 : 東三河後見センター事業部の活動報告
テーマ別による学習会 10月までは下記の通り
申 込 : 不要（但し、資料印刷の都合上記用紙にて連絡いただけます）

7月16日 精神障害者について
8月20日 債務整理など司法分野の処理について
9月17日 障害者・高齢者の医療制度について
10月15日 知的障害者の生活について

連絡先：東三河後見センター TEL 0533-80-2707
FAX 0533-80-2708

東三河後見センターとは・・・高齢者・障害者の権利擁護に関する事業を行い、東三河における成年後見制度の利用促進を図り、高齢者・障害者の権利と利益を守り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的（当法人定款第3条）とします。高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう「権利擁護のセーフティネット」を目指しています。

後見センター市民活動委員会 行き

_____月 学習会に参加します。

お名前 _____

連絡先 _____

市民活動委員会委員 鋤 柄 拓 曜 (5月例会講師)

5月例会テーマ「認知症高齢者について」

5月21日の市民活動委員会では「認知症高齢者について」というテーマで学習会を行いました。講師として後見センターの会員である坂柳さんと私鋤柄が「認知症の理解と対応について」説明しました。

まず、「認知症とは病気であるということを判って欲しい。認知症になってしまっても支援を受けることで在宅生活を安全に送っていくことが出来る。認知症への誤解や偏見をなくし、早期発見・治療を行うとともに、周りにいる人たちが適切な関わり方を学び、地域・家庭・社会で支えていくことが必要」と訴えました。

そして認知症の方への関わり方を知るためには、症状だけではなく、出来ることと出来ないことを知ること、どんなことを体験しているのか、心理などを知ることが必要であることを述べました。また、事例を交えながら単なる物忘れと、認知症の物忘れの違いや記憶障害、感情の変化などの説明を行いました。認知症の方への接し方としてく叱らない・無視しない・ありのままを受け容れる>を基本に、認知症の方が落ち着いて過ごせる環境づくりの重要性を述べました。

参加者からも質問が上がるなど、認知症への関心の高さがうかがえました。

認知症全般に言える予防策では、環境の変化などに注意し、規則正しい生活や、肥満などの予防、役割意識を持って元気に生きていくことが大切であり、生き甲斐や新しいことに挑戦していくことも効果的であるであると説明を行いました。

最後に権利擁護として、認知症の方は判断能力が低下したことで、虐待、悪徳業者による消費者被害に巻き込まれやすいことを上げ、予防的視点を含めた「本人らしい生活」の保障と、安全かつ基本的ニーズが満たされた生活基盤の形成のためにも、成年後見制度をはじめとした制度活用は不可欠であるとまとめました。

今回、認知症高齢者をテーマに勉強会を行いましたが、障害者分野の方などからは、「普段、関わりがないから勉強になった」「知らないことばかりだった」と言った声が聞かれました。会員同士の相互啓発を深める学習会になりました。

会費納入のお願い

平成20年度会費を下記口座にお振り込みくださいようお願いいたします

振込先

豊川信用金庫 本店

店番 001 口座番号 3376670

口座名義 特定非営利活動法人東三河後見センター

代表理事 長谷川卓也

※すでに納入いただいた方には、会員証を同封させていただきました

